

市職員の給与などをお知らせします

職員の給与は、人事院勧告や他の地方公共団体との均衡を考慮して、条例で定められています。令和5年度の市職員の給与等の状況について、その概要をお知らせします。

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915 ☎23-3920

職員の給与

令和5年度の人件費（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B／A)	令和4年度 の人件費率
5万7,071人	329億1,973万4千円	9億7,826万円8千円	45億3,593万8千円	13.78%	15.22%

令和5年度の職員給与費（普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)	令和4年度 1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
424人 (776人)	14億1,736万円 (21億5,440万2千円)	1億6,831万2千円 (2億15万1千円)	5億6,714万8千円 (7億1,878万3千円)	21億5,282万円 (30億7,333万6千円)	508万円 (396万円)	504万円 (388万円)

(注) ・職員手当には退職手当を含みません。
・職員数は、令和5年4月1日現在の普通会計の人数で、全職員ではありません。
※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち、公営企業等会計を除いた会計のことです。
・（ ）内は、フルタイム会計年度任用職員を含んだ数値です。

職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

(令和5年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	41.8歳	30万9,691円	36万4,352円
香川県	42.8歳	32万4,617円	41万3,561円
国	42.4歳	32万2,487円	—

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	58.3歳	27万6,411円	30万2,110円
香川県	54.9歳	32万379円	34万4,222円
国	51.2歳	28万6,942円	—

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	40.0歳	28万9,393円	34万7,479円
香川県	41.6歳	34万7,679円	39万2,327円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	26万5,800円	36万3,525円	38万3,100円	41万400円
	高校卒	23万900円	—	—	37万6,058円

(注) 「—」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

令和5年度の職員の手当

区分		観音寺市		香川県		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末手当・勤勉手当	6月期	1.225月分	1.025月分	市と同じ		市と同じ	
	12月期	1.225月分	1.025月分				
	計	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (0.975)月分				
	職制上の段階 職務の級等による 加算措置	有		有		有	
	令和5年度 1人当たり 平均支給額	137万3千円		170万4千円		－	

(注)（ ）内は、再任用職員の支給割合です。

区分		観音寺市		国	
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
	その他の 加算措置	定年退職前加算措置 (2～20%)		// (2～45%)	

職員数 (令和5年4月1日現在)

部門別職員数の状況

(単位：人)

部門		区分	令和5年	対前年 増減数
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	0
		総務企画	92	5
		税 務	26	2
		民 生	111	▲ 1
		衛 生	39	▲ 5
		労 働	1	1
		農林水産	20	0
		商 工	7	▲ 1
		土 木	31	1
		計	333	2
	教 育 部 門	91	3	
	消 防 部 門	0	0	
	小 計	424	5	
公営企業等	会計部門	水 道	16	0
		下 水 道	9	0
		交 通	0	0
		そ の 他	34	0
		小 計	59	0
合 計			483 [500]	5 [0]

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。
[] 内は、条例定数の合計です。

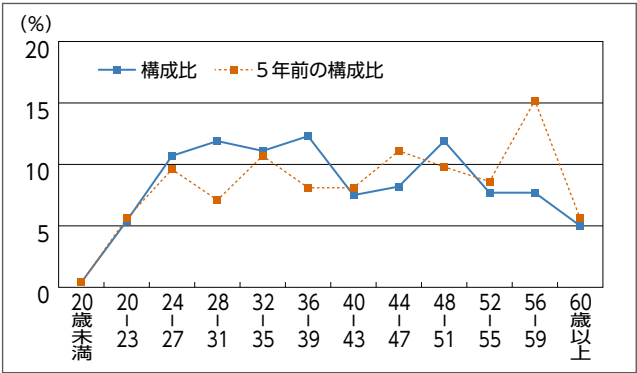
特別職の報酬等

(令和5年4月1日現在)

	区分	給料月額等
給料	市 長	94万7,000円
	副市長	73万円
	教育長	65万1,000円
報酬	議 長	53万9,000円
	副議長	46万5,000円
	議 員	43万円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合) 6月期 1.7月分 12月期 1.7月分 計 3.4月分
	副市長	
	教育長	
	議 長	
	副議長	
	議 員	
退職手当	市 長	退職時の給料月額の420/100 ×勤続年数
	副市長	// 300/100×勤続年数
	教育長	// 220/100×勤続年数

年齢別職員構成

(令和5年4月1日現在)



級別職員数等の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	77人	15.9%
2級	主事・技師	139人	28.8%
3級	係長・主任	100人	20.7%
4級	主査	38人	7.9%
5級	課長補佐・副主幹	85人	17.6%
6級	課長・支所長・主幹	36人	7.4%
7級	部長	8人	1.7%
計		483人	100%

(注) 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

12月3日～9日は「障害者週間」です

障害者週間は、障がいや障がいのある人への関心と理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進する週間です。この機会に、人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて取り組んでいきませんか。

●障がい者を差別から守りましょう

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を守ることが定められています。

①不当な差別的取り扱いの禁止

障がいを理由に、施設の利用やバス、タクシーの乗車を断ってははいけません。

②合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担にならない範囲で対応することが求められています。

- ・高い所の商品を取って渡す
- ・筆談や読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション方法を工夫する など

※令和6年4月1日に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

●ヘルプマークを配布

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークを配布しています。

・配布場所

社会福祉課、各支所、香川県西讃保健福祉事務所

●障がい者を虐待から守りましょう

障がい者虐待は、家庭や施設、職場など、さまざまな場所や人間関係の中で起こります。気がかりなことがあれば、迷わず相談しましょう。

**24時間相談受付**

障がい者虐待防止センター(社会福祉課内)

☎23-3963

※夜間、休日は守衛室に転送後、担当者に連絡します。

●ひきこもり相談窓口

家族だけで解決しようと悩んでいませんか。相談窓口を利用してください。

名称	対象	連絡先
香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	当事者や家族、関係者	☎087-804-5115 高松市松島町一丁目17番28号
香川県西讃保健福祉事務所		☎25-2052 坂本町七丁目3番18号
市社会福祉課 障がい者福祉係		☎23-3963 坂本町一丁目1番1号
香川県西部子ども相談センター	18歳未満の子ども(本人、家族、学校の先生、地域の人など)	☎0877-24-3173 丸亀市土器町東八丁目526番地
香川県教育センター	おおむね18歳までの子どもとその保護者、学校(園)関係者	☎087-813-0945 高松市郷東町587番地1

問い合わせ先 社会福祉課 障がい者福祉係
☎23-3963 ⑤23-3993

12月4日～10日は第76回人権週間・12月10日は世界人権デー

人権は、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利です。全ての人が個人として尊重される平和で豊かな社会を実現しましょう。

●令和6年度啓発活動 年間強調事項

- ・女性の人権を守ろう
 - ・こどもの人権を守ろう
 - ・高齢者の人権を守ろう
 - ・障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
 - ・部落差別(同和問題)を解消しよう
 - ・外国人の人権を尊重しよう
 - ・性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- など17項目



●女性の人権ホットライン

配偶者からの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談電話です。

☎0570-070-810

●12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による拉致などの問題に関心を持ち、認識を深めましょう。

●出前講座

差別や人権侵害のない地域や職場づくりのため、自治会の会合や職場研修に、講師を無料で派遣します。

問い合わせ先 人権課 ☎23-3928

スマホ教室を開催します

スマートフォンをうまく使いたい人、LINEアプリをもっと活用したい人向けに、基本的な操作や便利な機能についてお伝えします。ぜひ気軽に参加してください。

●人数 各回12人(先着順)

●対象 市内在住の人

●料金 無料

●申し込み先

(株)たかせんテレコム

☎080-8746-2304

平日午前9時～午後5時

(開催日前日の正午まで申し込み可能)

問い合わせ先

企画課 ☎23-3917



令和7年観音寺市はたちの集い

●日時 令和7年1月12日(日)

午後1時受け付け開始

●場所 ハイスタッフホール(観音寺市民会館)

●対象 平成16年(2004年)4月2日～平成17年(2005年)4月1日までに生まれた人

●内容 恩師からのビデオメッセージ、記念式典など

●案内状について

案内状は市内に住所がある人に、12月上旬に郵送します。同封している受付用紙に必要事項を記入し、当日持参してください。

案内がなくても、該当する人は出席できます(市ホームページから受付用紙をダウンロードしてください)。

問い合わせ先 文化振興課 ☎23-3943

【基本講座】

スマホの基本操作(文字入力、電話帳の登録等)やカメラ・インターネットの使い方などについてお伝えします。日ごろのスマホの疑問にもお答えします。

月日	時間	場所
12月12日(木)	午前10時～	観音寺東公民館
	午後1時～	働く婦人の家
12月20日(金)	午前10時～ 午後1時～	大野原中央公民館
1月24日(金)	午前10時～ 午後1時～	豊浜福祉会館
1月28日(火)	午前10時～	働く婦人の家
	午後3時～	観音寺東公民館

【LINEの基本講座】

LINEの基本操作を中心にお伝えします。(メッセージ、写真、スタンプの送り方など)

月日	時間	場所
12月12日(木)	午後3時～	働く婦人の家
12月20日(金)	午後3時～	大野原中央公民館
1月24日(金)	午後3時～	豊浜福祉会館
1月28日(火)	午後1時～	観音寺東公民館

※各回1時間程度

俳句絵手紙作品展

子どもたちの俳句を絵手紙風に仕上げた作品展です。俳句と絵手紙のコラボレーションをご覧ください。

市役所1階ロビー

●日時 12月9日(月)～20日(金)

※土・日曜日は閉庁、最終日は午後3時まで

大野原図書館

●日時 1月8日(水)～16日(木)

※月曜日は休館、最終日は午後3時まで

豊浜図書館

●日時 1月17日(金)～24日(金)

※月曜日は休館、最終日は午後3時まで

問い合わせ先 文化振興課 文化芸術係

☎23-3943





観音寺市3大プロジェクト ～道の駅編～



教えて！新「道の駅」かんおんじ（仮称）の疑問点

現在、観音寺市では、中四国最大級の新たな道の駅の整備をめざし、事業の検討を進めています。事業を進めるにあたっては、新「道の駅」かんおんじ（仮称）のことをもっと知っていただく必要があると考えています。そこで、さまざまな疑問にお答えする形で、不定期にはなりますが新「道の駅」かんおんじ（仮称）に関するQ＆Aを掲載していきます。

Q 新しい道の駅にはどんな施設や機能ができる予定なの？

A 市民も観光客も、訪れた全ての人を楽しめ、災害時には防災拠点となるさまざまな施設や機能を導入したいと考えています。

主な機能

1 市民や観光客などさまざまな人が思い思いに時をゆったり過ごせる空間



～集う～

- ・多目的屋外広場
- ・大屋根広場
- ・水景施設

～過ごす～

- ・カフェ
- ・屋内キッズスペースなど

2 四国など広域の物産が集まり、その中で観音寺産品が輝く飲食・物販施設



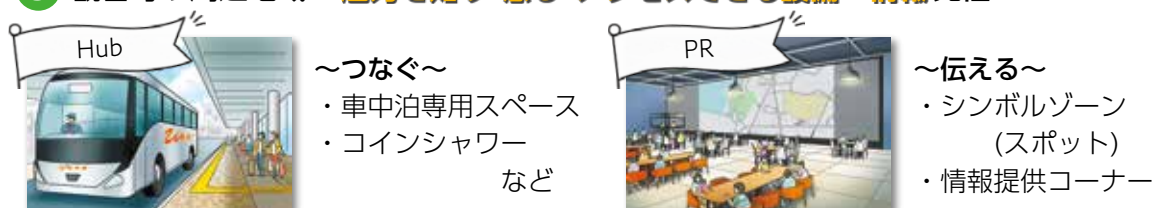
～味わう～

- ・軽飲食フードコート
- ・地産地消レストラン

～買う～

- ・地場産センター
- ・地産地消マルシェなど

3 観音寺や周辺地域の魅力を知り・感じ・アクセスできる設備・情報発信



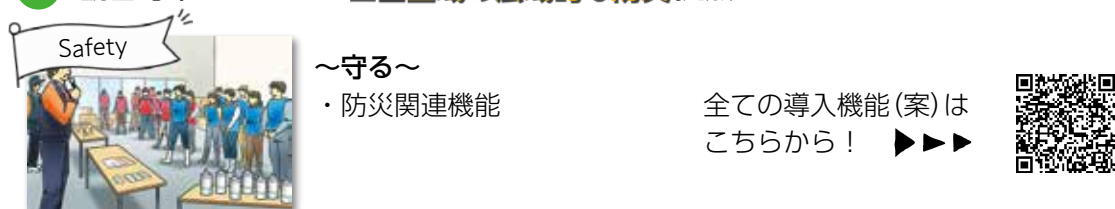
～つなぐ～

- ・車中泊専用スペース
- ・コインシャワーなど

～伝える～

- ・シンボルゾーン（スポット）
- ・情報提供コーナー

4 観音寺市のみならず四国全域の広域的な防災拠点



～守る～

- ・防災関連機能

全ての導入機能(案)はこちら！ ▶▶▶



問い合わせ先 プロジェクト推進課
☎ 23-7577 ☎ 23-3920
✉ project@city.kanonji.lg.jp



新「道の駅」に関する情報は市ホームページで発信しています！

登録型本人通知制度の事前登録をしていますか



●登録型本人通知制度とは

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

●事前登録ができる人

市内に住民登録をしている人や、本籍がある人（除票・除籍を含む）

●登録方法

本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、保険証など）を持参し、市民課または各支所で、登録手続きをしてください。郵送や市ホームページからオンラインによる手続きも可能です。代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

●通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・住民票の記載事項証明書
- ・戸籍の謄抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
- ・戸籍の附票の写し

●交付の通知

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ①交付した日
- ②交付した証明書の種類
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別（本人等の代理人、それ以外の第三者）

問い合わせ先

市民課 市民係 ☎ 23-3924



観音寺市公式LINE登録をお願いします

観音寺市公式LINEアカウントでは、防災・災害情報、育児情報、イベント情報など、受け取る情報を事前に選択できます。

LINEアプリ内から検索

- ①ホーム画面右上の「友だち追加」アイコンを押してください。
- ②「検索」を押してください。
- ③「友だちのIDで検索」の欄に「@kan-onjicity」と入力して検索してください。
- ④観音寺市アカウントの「追加」を押してください。
- ⑤友だちの追加は完了です。

QRコードで登録

「友だち追加」の「QRコード」から

